

8月1日は市制施行記念日

市制施行を記念して記念イベント。施設の無料開放も。

本市は、明治30年8月1日に全国で45番目の市として誕生しました。市民のみなさんに市の歴史を知っていただくとともに、郷土に愛着を持って明るく住みよいまちづくりを考えていただくため、8月1日の「市制施行記念日」を中心に施設の無料開放などの記念イベントを行います。施設によって日程が異なりますのでご注意ください。

市立博物館の無料開放... 8月1日(火)

時間 午前9時30分～午後5時 対象 夏休み特別企画展「はるかなる星空の世界～宇宙を観る～」常設展、プラネタリウム「人類の眼 ずばる望遠鏡物語」(定員に限りがあるため、整理券を発行します) 問い合わせ 市立博物館(☎55-2700)

四日市スポーツランドの無料開放(雨天中止)... 8月1日(火)

時間 午前9時～午後4時 問い合わせ 四日市スポーツランド(☎26-5415)

茶室「泗翠庵」の無料呈茶(立礼席)... 8月6日(日)

時間 午前10時～午後3時 問い合わせ 泗翠庵(☎52-4960)

じばさん三重・感謝フェア(1階特設会場)... 8月3日(木)～8日(火)

時間 午前10時～午後7時 内容 地場産品の割引セールや萬古焼絵付け・伊勢形紙のしおり彫り体験コーナー 問い合わせ じばさん三重(☎53-8100)

環境学習センター

日曜日も開館します

7/23には記念イベントを開催

7月23日 から、環境学習センターは日曜日も開館します。開館時間は午前9時から午後5時までです。ただし、毎月第3日曜日は今までどおり休館しますのでご注意ください。

日曜日開館を記念して、初日の7月23日にはイベントを開催します。

日時 7月23日 午前の部...午前9時～正午 午後の部...午後1時～4時

内容 「廃油せっけんづくり」「牛乳パックとんぼづくり」(協力=よっかいち

環境クラブ) **参加料** 無料(当日自由参加) **その他** 各部とも、それぞれ先着100人に「環境のタネ」(環境にやさしい植物・ケナフの種)をプレゼント。秋に、ケナフの紙すき体験を予定しています **問い合わせ** 環境学習センター(本町プラザ4階 ☎54-8430)

電話加入権の公売

市税滞納処分による電話加入権を、一般競争入札で公売します。

日時 7月26日 午前10時30分～10

時45分 場所 市役所3階第1入札室

代金の納付 当日午前11時まで **その他** 代理人による入札には委任状が必要です。なお、都合により中止する場合がありますので、事前に納税課(☎54-8141)へお問い合わせください

障害のある幼児の就学相談

市教育委員会では、発達に遅れなどが見られる就学前の幼児(5歳児)の就学相談を行います。

相談を希望する人は、指導課(市役所9階 ☎54-8255)へ。

西老人福祉センター

7/17から施設を一部休止します

西老人福祉センター(西坂部町)では、高齢者用浴室の拡張や機能訓練コーナーの設置などの改修工事のため、施設の一部を休止します。

休止する期間と工事箇所 高齢者用浴室...7月17日～11月末 身障者用休憩室と舞台...10月初旬～11月末 **その他** 工事の期間中、身障者用浴室を高齢者にも利用していただきます。混雑が予想されますが、曜日ごとの利用にご協力ください。主に身体に障害のある人が利用する曜日...毎週水・金曜日 主に高齢者が利用する曜日...毎週火・木・土・日曜日 **問い合わせ** 西老人福祉センター(☎26-5888)または介護・高齢福祉課(☎54-8170)

市政トピックス

子どもの虐待防止ネットワーク会議発足

近年、子どもの虐待に関する相談や報告が増加しています。そこで、市と関係機関が連携を深め、早期発見・防止に努めるための「四日市市子どもの虐待防止ネットワーク会議」が発足しました。5月25日の初会合では、保健や医療・福祉・教育のほか警察・司法の専門家や地域の諸団体が集まり、年間計画や、今後の活動方針などについて意見を交換しました。



廃棄物処理センターの建設計画を受け入れ表明

小山町に(財)三重県環境保全事業団(以下「事業団」)が建設を計画している廃棄物処理センターについて、市長は市議会6月定例会の中で地元の意向を最大限尊重することなどを条件に、本市への立地について協力したいと説明しました。このセンターは、産

業廃棄物として県内の市町村の焼却施設から排出される焼却灰などを受け入れるもので、平成14年末の稼働を目指しています。中間処理施設では、産業廃棄物を1200以上の高温で処理して無害・安定化させる溶融方式を取り入れ、最終処分場では、地下水を汚染しないよう二重の防水を施す予定です。事業団から提出された、処理センター建設にかかる環境影響評価準備書に対する市長意見を述べるにあたり、学識経験者などからなる環境保全審議会に諮問し、答申を受けるとともに、市長意見に対する事業団の回答を踏まえ、総合的に判断したものです。今後は、市・県などからの意見を反映して事業団が作成する環境影響評価書を縦覧される予定です。